平成２９年（フ）第１１９５号
さいたま市岩槻区東町１丁目７番10号　ハーモニー104号室、旧住所さいたま市岩槻区上野３丁目３番地24
債務者　大山　泰平
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３７号
埼玉県川口市東川口６丁目14番28号　リバーサイド東川口２―303号
債務者　川上　孝人
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３５８号
さいたま市北区吉野町１丁目387番地４　憩ハイツ105号、旧住所さいたま市北区本郷町17番地１　５―605
債務者　天羽　雄一
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５２７号
埼玉県越谷市蒲生西町２丁目３番２号　レピュートハルミ２　202
債務者　宮下　雄次
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５７４号
埼玉県三郷市彦成２丁目111番地１　エクセルハイツ601―302号室
債務者　勝野　秀子（旧姓高畑）
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５８５号
埼玉県越谷市南越谷５丁目13番地３　ＯＮハイム越谷102
債務者　大槻　輝夫
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５９４号
埼玉県越谷市増森252　Ｂ棟２階207号　医療法人社団俊睿会　南埼玉病院、住民票上の住所東京都台東区松が谷２丁目５番12号
債務者　粕谷　明弘
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８３号
新潟県長岡市宮沢99番地１
債務者　小熊　優美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
新潟県長岡市与板町与板409番地
債務者　佐藤　　充
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
新潟県小千谷市元町12番10号
債務者　東　八重子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１２３号
新潟県刈羽郡刈羽村大字黒川225番地
債務者　岡本　時美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
愛知県岡崎市梅園町字２丁目11番地６　ロイヤル梅園ガーデン　Ｂ―501
債務者　橋本　伸哉
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月14日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
静岡市駿河区小鹿１丁目68番28―202号
債務者　岩崎　節子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月11日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１１号
静岡市駿河区小鹿３丁目17番８―２号　第二コーポクボ101号
債務者　岩﨑　正興
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０６３号
東京都調布市飛田給２丁目34番地８飛田給荘107
債務者　茂呂かち子
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月13日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６１号
愛知県豊田市大林町15丁目３番地13　レジデンス小沢402号
債務者　荻野　生美
1　決定年月日時　平成29年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月28日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係